

第2期

(令和5年度～令和9年度)

丸森町地域福祉計画 概要版

安心して住めるまるもり“まもり愛”
良かったね笑顔に会えて“ささえ愛”
家族と地域の“たすけ愛”

地域福祉とは？

みなさんの身近な地域には、さまざまな方が一緒に暮らしています。なかには、何か手助けを必要としている方がいるかもしれません。

この「丸森町地域福祉計画」は、町民のみなさん、町や社会福祉協議会等と一緒に、地域で安心して暮らすことができるよう、ともに支え合い、家族や地域とのつながりを大切にするために、みなさんと一緒に取り組む支え合いの地域づくりです。

あなたもできることから、『まもり愛、ささえ愛、たすけ愛』の地域づくりに参加しませんか？





この計画について



◎ 地域福祉が求められる背景

地域に暮らす みなさんのチカラが必要です

丸森町では、近年、少子化、高齢化、核家族化の進展等によって、支援を必要とする人が増加しています。特に近年では、『複合的な課題』を抱える人（介護と育児の問題を同時に抱える人）や支援の対象外であるが、課題を抱えている『制度の狭間』にある人も増えています。

そのほか、誰にも相談できないまま、地域から孤立して、問題が深刻化する場合もあります。

かつては家族や地域社会による“支え合い”がありましたが、こうした関係が失われつつあり、公的な支援では手の届きにくい様々な困りごとが増えることも予想されます。

そのため、今後ますます地域に暮らすみなさんの力が必要です。

◎ こんなときに地域で支え合うチカラが求められます

① 地域で困っている人を発見して支援につなぐ

身近にいても顔を合わせる機会がなかったり、心身の不自由さで外出が困難な人や地域との関わりを望まない人などいるため、なかなか困っている人を発見できないことがあります。

そのため、身近な「声かけ」などを通じて困っている人を発見するなどの協力が求められます。

② 一人ひとりのさまざまなニーズの違い

地域で起こりうる困りごとの内容は、一人ひとり少しずつ違うため、すべてを公的なサービスや支援で行うことは困難です。

そのため、制度のみでは対応しきれない困りごとを地域でのちょっとした心遣いによって、隙間を埋める支え合いが求められます。

③ 災害時の避難や緊急時の対応

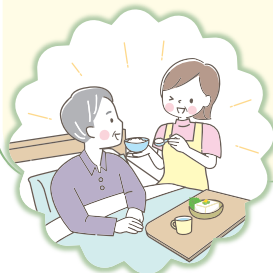
災害時の避難や緊急時の対応などでは、公的な支援を待たず、身近な地域のチカラを集結して行動することが求められる場合もあります。

そのため、ふだんから支え合う意識を持ち、お互いの“顔の見える関係”を築いておくことも重要です。

めざす地域づくりについて

めざす地域福祉の姿（基本理念）

安心して住めるまるもり“まもり愛”
良かったね笑顔に会えて“ささえ愛”
家族と地域の“たすけ愛”

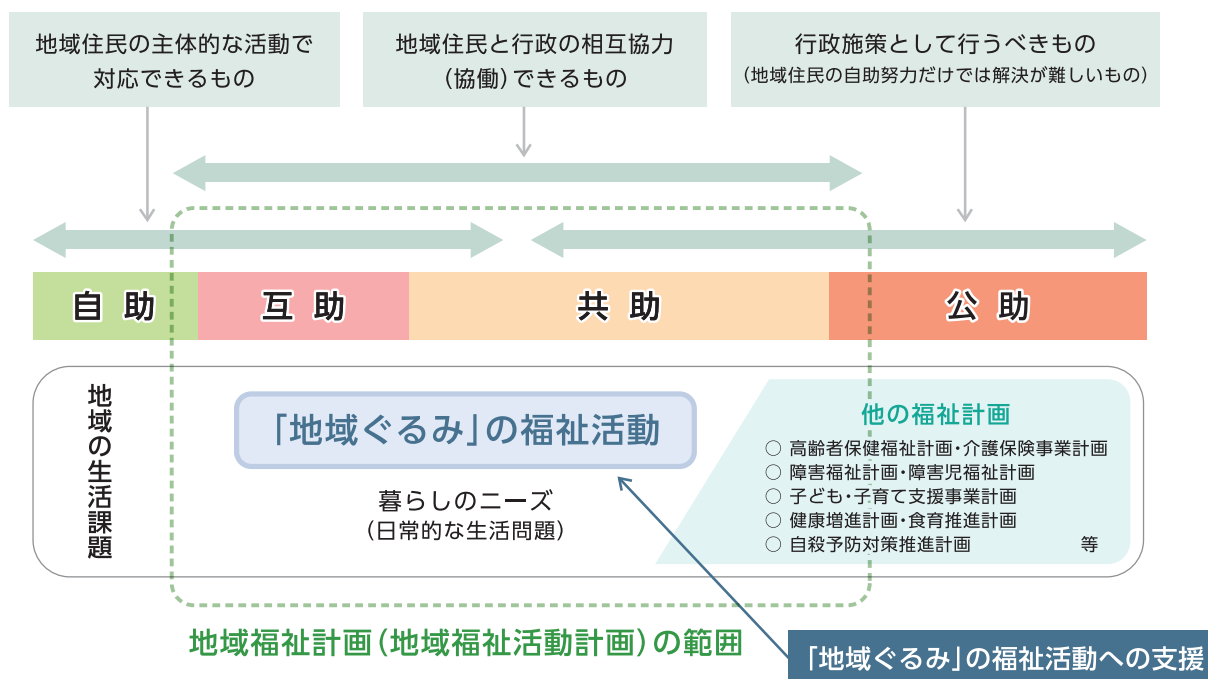


第1期計画に引き続き、基本理念を「安心して住めるまるもり“まもり愛”良かったね笑顔に会えて“ささえ愛”家族と地域の“たすけ愛”」とし、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、社会的な差別や偏見、孤立や疎外感を受けることなく尊重し合い、困ったときには地域ぐるみで支え、助け合う重層的な支援の輪が築かれ、「これからもこのまちで暮らしたい」という「安心感」の得られる地域づくりをめざします。

◎ 地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）

基本理念に掲げる地域福祉を推進するため、下図に示すように、自分らしく暮らす、自身の努力で課題を解決するといった自助と、個人だけでは解決することが困難なことについて、支え合い、助け合うという互助・共助（地域住民の主体的な活動や相互協力）、そして町や関係機関をはじめとする公的なサービス提供や環境づくりという公助が相互に働きかけ合う取り組みとして進めます。

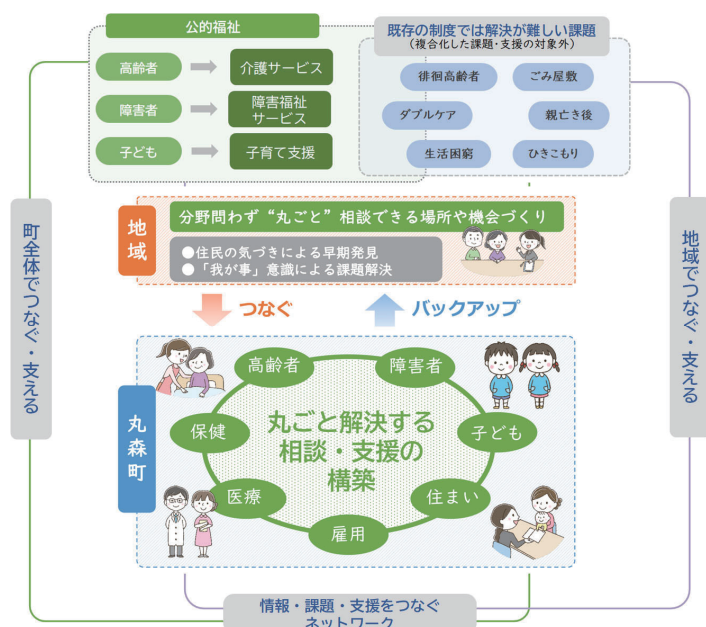
図表 地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）



◎ 包括的・重層的な支援体制の整備

誰ひとり取り残さない、重層的な
“支え合い”“助け合い”の輪を構築します。

図表 包括的・重層的な支援体制の整備イメージ



高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットを構築します。

また、こうした体制のもとで「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を町全体で一体的に実施し、住民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができるよう、支援の充実を図ります。

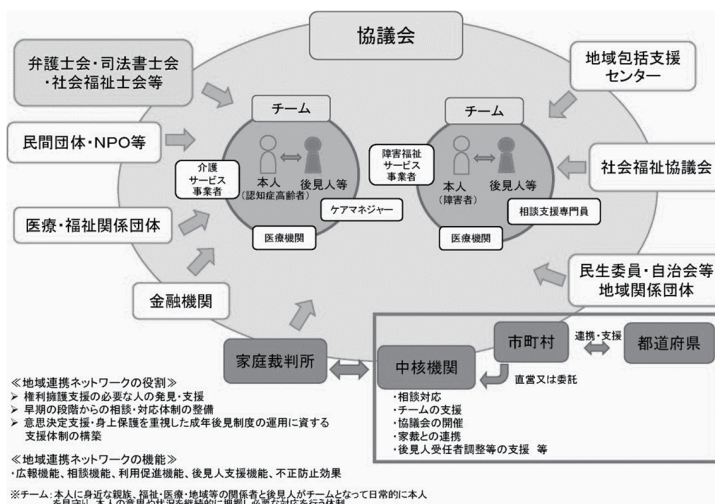
◎ 成年後見制度の利用促進

支援が必要な人の暮らし、権利を“守る”
ネットワークづくりを進めます。

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるため、個別の協力活動のほか、困難事例に対するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりをめざします。

地域連携ネットワークでは、右図のように、本人と法定後見人等を中心として日常生活の支援を行う支援者の集まり(チーム)に対して個別の協力活動のほか、困難事例に対するためのケース会議の開催など、個々の専門性を生かした助言・支援を実施します。

図表 地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省資料より抜粋

基本目標と取り組みの内容

基本目標

1

“まもり愛”

安心して安全に住み慣れた地域で暮らすことができる

◆施策1-1 暮らしやすい環境・移動支援等の整備

実施方針

- 外出をはじめ、誰もが地域で安心して暮らせる福祉環境をソフト・ハードの両面から推進します。

住民・地域で
取り組むこと

自分自身、
各家庭で

- ヘルプマーク等、支援の必要な人をみかけたら、積極的に声をかけ、手助けしましょう。
- 高齢者や障害のある人、妊婦、子ども連れの人等の優先駐車場の利用ルールを守りましょう。

地域や仲間
とともに

- 身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを把握・共有し、安全確保に努めましょう。
- 施設を安全に使えるよう、介助が必要な人を手助けしましょう。

◆施策1-2 犯罪防止や消費者被害への支援

実施方針

- 様々な地域活動を通じて地域の安全意識を高め、地域安全対策を推進します。
- 被害の防止に向けた啓発や相談、情報提供に取り組み、被害の未然防止に努めます。

住民・地域で
取り組むこと

自分自身、
各家庭で

- 日頃から防犯に関する情報に関心を持ち、家庭での事故防止対策、防犯対策に取り組みましょう。
- 消費者被害に遭った場合は、ひとりで悩まず、家族や相談窓口に相談しましょう。

地域や仲間
とともに

- 日常生活を通じて地域の人との交流を深め、地域での防犯、交通安全活動に参加しましょう。

◆施策1-3 災害時の支援

実施方針

- 日常の支え合い、助け合いが緊急時や災害時の支援につながるよう支援体制の充実に取り組みます。

住民・地域で
取り組むこと

自分自身、
各家庭で

- 防災に関する情報に関心を持ち、日頃から防災用品・避難場所・避難経路等を確認しておきましょう。
- 地域で危険箇所を発見したら、町や関係機関に連絡しましょう。

地域や仲間
とともに

- 災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合いましょう。
- 平常時においても、近所における支援を必要とする高齢者や障害のある人への「見守り」や「声かけ」を行うなど、いざというときに協力できる関係づくりに努めましょう。

“ささえ愛”

住み慣れた地域で助けあいながら
健康な生活を送ることができる

◆施策2-1 福祉や互いを認め合う意識の向上

実施方針

- 互いに思いやり、助け合う「福祉のこころ」を醸成するきっかけづくりを進めます。

住民・地域で
取り組むこと

自分自身、
各家庭で

- 地域でのできごとや高齢者や障害のある人とのふれあいを通じて、支え合い、助け合いに関心を持ちましょう。

地域や仲間
とともに

- 認知症について理解を深め、本人や家族の視点に立ちながら接しましょう。

- 地域活動に参加し、取り組んでみましょう。

◆施策2-2 交流の場づくり、社会参加の促進

実施方針

- 年齢・性別・障害の有無に関わらず、誰もが気軽に集い、交流ができる身近な場づくりを展開していきます。
- 地域との関わり大切さについて理解を深め、地域での交流や福祉活動への参加を促進します。

住民・地域で
取り組むこと

自分自身、
各家庭で

- 自らの意思や意欲を持って、自身が取り組める活動に無理のない範囲で地域活動等に参加しましょう。

地域や仲間
とともに

- 身近な地域の活動の場や交流機会に参加してみましょう。

- 元気な高齢者への参加を呼びかけるなど、積極的な地域活動への参加を促しましょう。

◆施策2-3 自治会・ボランティア活動などの活性化

実施方針

- 地域コミュニティを通じて地域住民同士のつながり、顔の見える関係づくりにつながるよう、より多くの住民が参加できるよう支援に取り組めます。
- 若い世代や元気な高齢者や新たな担い手として期待される住民の地域への参加を促進し、地域活動を実践する人材や団体の育成・支援に取り組めます。

住民・地域で
取り組むこと

自分自身、
各家庭で

- 地域で行われているボランティア活動を体験してみましょう。

- 地域活動への参加が難しい場合でも「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」取り組んでみましょう。

地域や仲間
とともに

- 回覧板、掲示板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域活動の情報共有に努めましょう。

- 地域活動を継続するため、担い手の育成に努めましょう。

◆施策2-4 困りごとを支援につなぐ地域力の向上

実施方針

- 見守り・声かけ等、誰もが参加しやすい活動を通じて、多様な主体が地域活動へ参加する機会を推進します。
- 身近な地域活動を通じて、地域で困りごとを抱える人々のできる限り早い段階での把握に努め、早期支援につなげる取り組みを進めます。

住民・地域で
取り組むこと

自分自身、
各家庭で

- あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを深めましょう。

- 地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。

地域や仲間
とともに

- 普段から、隣近所や地域の人への目配り、気配りに努めましょう。

- 支援や協力を求められた場合には、積極的に手助けを行いましょう。

“たすけ愛”

共に支えあい住み慣れた地域で、
元気に暮らすことができる

◆施策3-1 包括的・重層的な支援の構築

実施方針

住民・地域で
取り組むこと

自分自身、
各家庭で

地域や仲間
とともに

●複雑な福祉課題等について、支援が確実につながるよう、各分野において保健・医療・福祉をはじめ、多様な主体(多機関)の連携による、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、住民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる包括的・重層的な支援体制を構築します。

●一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。

●生活の不安や悩みを一人で抱えず、町や関係機関に相談しましょう。

●困っている人を把握したときには、相談機関や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等へ連絡しましょう。

●地域福祉活動で得た様々な課題を関係機関等につなげましょう。

◆施策3-2 わかりやすい情報・福祉サービスの提供

実施方針

住民・地域で
取り組むこと

自分自身、
各家庭で

地域や仲間
とともに

●住民が自ら必要なサービスや支援を選択し、安心して利用できる仕組みを検討するとともに、サービスの質・量の確保に努めます。

●必要に応じ、福祉の各種制度を活用しましょう。

●様々な福祉サービスについて、広報紙やホームページ、パンフレット等に目を通し、情報を積極的に入手しましょう。

●福祉サービスの利用等について、わからない時は、家族や知人、町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談しましょう。

◆施策3-3 制度の隙間を埋める支援づくり

実施方針

住民・地域で
取り組むこと

自分自身、
各家庭で

地域や仲間
とともに

●従来の福祉サービスでは対応しきれず、支援に結びついていない人や、制度の対象となっていない困りごとに対応するため、分野を横断して制度の隙間を埋める総合的な支援づくりに取り組みます。

●住民の抱える様々な困りごとを発見し、支援につなぐことができるよう仕組みづくりを進めます。

●一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。

●困っている人を発見したときには、相談機関や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等へつなげましょう。

◆施策3-4 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)

実施方針

住民・地域で
取り組むこと

自分自身、
各家庭で

地域や仲間
とともに

●すべての住民が生活の様々な場面で権利を侵害されたり、虐待等により個人の尊厳が冒されることのないよう、一人ひとりの人権を尊重し、虐待を防止するとともに、早期発見、解決に取り組めます。

●日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深めましょう。

●虐待と思われることを見たり聞いたりしたら、役場などの関係機関に速やかに通報しましょう。

◎ 計画の位置付け

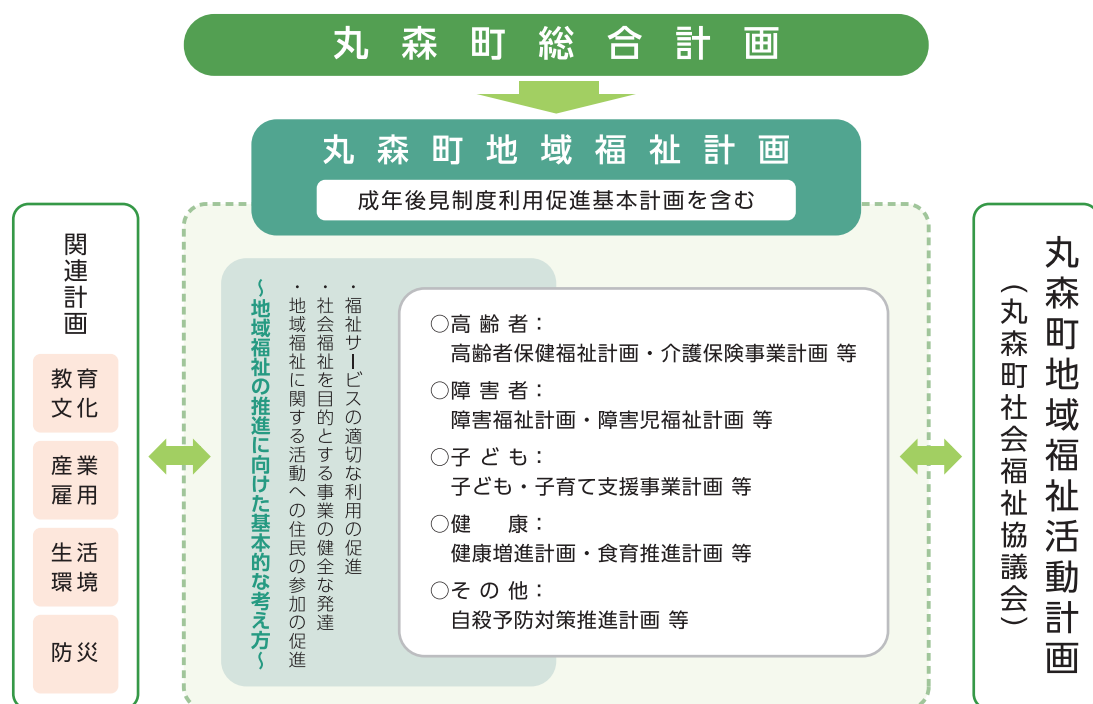
本計画は、本町の最上位計画である「丸森町総合計画」の個別計画として地域福祉を推進するための基本的な考え方を定めています。

また、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための基本的な考え方を明らかにするとともに、保健福祉分野の各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する上位計画としての役割を担っています。

さらに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定します。

なお、計画の推進にあたっては、本町の地域福祉を推進するうえで両輪となる町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら取り組みます。

図表 本計画と他の計画の関連図



◎ 計画の推進

計画を推進していくためには、町をはじめ、住民、事業者等との協働が必要不可欠となります。そのため、住民や活動団体・組織と連携・協働を図りながら、本計画の施策・事業を展開します。

そのため、計画の進行管理・点検については、PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況の点検や課題整理、解決方策等の検討を進め、住民・社会福祉協議会・町とともに、計画の進捗確認を行います。

また、各地区で行われている様々な福祉活動に対して、町は「地域福祉計画」に、町社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」に基づき、支援体制の充実を図ります。

第2期 丸森町地域福祉計画 概要版

発行：令和5年3月 発行者：宮城県丸森町(保健福祉課)
〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地
TEL：0224-72-2115 FAX：0224-87-7189(直通)
町ホームページ：<https://www.town.marumori.miyagi.jp>